

使用料及び手数料等改定案

平成 2 8 年 5 月

目 次

はじめに	1
1 改定の基本的考え方	1
2 施設使用料及び手数料改定案の概要等	1
(1) 性質別負担割合の設定（使用料）について	
(2) 施設使用料（利用料金を含む）改定（案）について	
(3) 手数料改定（案）について	
3 改定案による影響額	3
4 改定の実施時期	4
5 改定案の審議等について	4
○ 資料	
[別表1] 施設使用料等改定（案）	5
[別表2] 手数料改定（案）	6

はじめに

本市における使用料及び手数料等については、行政サービスの提供と社会経済情勢に応じた適切な受益者負担を図るため、平成26年度に全面的な改正を行い、受益と負担の公平性の確保に努めてきました。

使用料及び手数料等の見直しにあたっては、時間の経過とともに施設の維持管理コストや利用者数の変化などにより本来設定すべき金額とのかい離が生じてくる可能性もあることから、「石狩市使用料、手数料等設定の基本方針」に基づき、次期改定に向けて、次のとおり改定案を作成しました。

1 改定の基本的考え方

使用料、手数料等の設定については、次の事項を基本としています。

- ① 原価計算方式によるコスト算定
- ② 行政負担と受益者負担の負担割合の明確化
 - ・使用料 ～ 性質別負担割合の設定
 - ・手数料 ～ 原則としてコスト100%負担
- ③ 受益者負担の急激な上昇を防ぐための上限改定率の設定
 - ・原則として、現行料金の1.5～2倍（最大100%アップ）まで
- ④ 定期的な料金見直しサイクルの確立（概ね3年ごと）

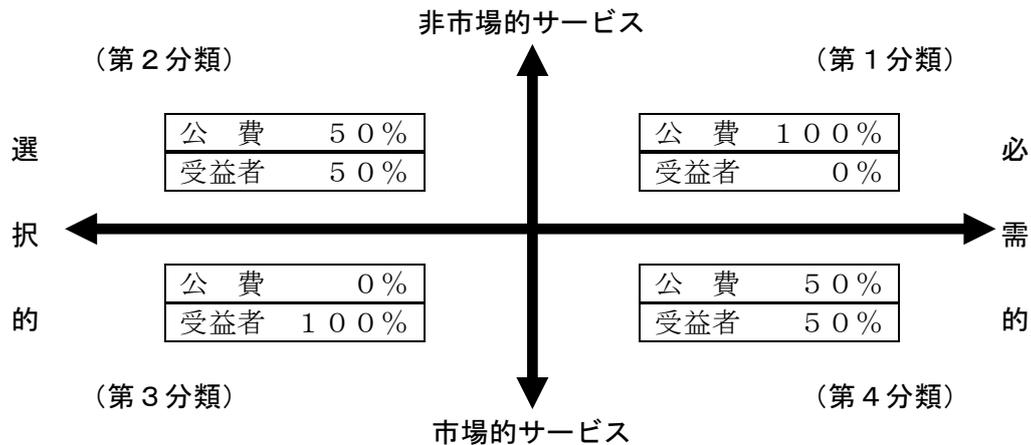
2 施設使用料及び手数料改定案の概要

（1）性質別負担割合の設定（使用料）について

市が提供する公共サービスは、道路・公園等、市民の日常生活に必須となるサービスから、プールやテニスコート等のように特定の市民のみが利益を享受し、民間においても類似のサービスが存在するものまで多岐にわたっています。このため、受益者負担を一律に設定することは困難であるとともに、かえって負担の公平感を損なう恐れがあります。

このことから、施設使用料の受益者負担割合の検討にあたっては、行政サービスを性質別に分類し、その分類に応じた「公費（税金）負担」と「受益者負担」の割合を明確化することとしています。

【性質別分類ごとの負担割合】



(2) 施設使用料（利用料金を含む）改定（案）について

改定施設の検討は、該当するすべての施設について使用料等実態調査を実施し、その調査結果に基づき、負担の公平性と適正化を図るため改定が必要と思われる施設について抽出したうえで、市内他施設との均衡や近隣他市の状況、さらには現下の社会的・経済的情勢等を踏まえ、最終的な改定案としています。

なお、原価計算にあたっては、当該施設の利用形態及び利用状況を勘案し、維持管理経費（人件費、光熱水費等）や固定資産の減価償却費から、施設の1㎡・1時間当たりを基本としています。また、個人利用（一般開放）をはじめ、1㎡・1時間当たりによる原価設定が相応しくないものについては、1人・1日当たり等、事案に応じ適当な原価を料金算定のための指標としています。

【改定案の概要】 ※詳細は、別表1「施設使用料改定（案）」参照

- ① スポーツ広場（夜間照明）
 - ・電気料金値上げの影響等を踏まえ改定する。
- ② カルチャーセンター（双葉小）
 - ・陶芸室について、原価計算や施設利用面積の状況を勘案し改定する。
- ③ カルチャーセンター（紅南小）
 - ・会議室、和室、音楽室、多目的室について、社会教育施設全体の整合を図るため、原価計算を踏まえ改定する。
- ④ 学び交流センター
 - ・研修室、視聴覚室、多目的ホールについて、施設修繕状況等を踏まえ改定する。

(3) 手数料改定(案)について

使用料と同様、すべての手数料について実態調査を実施し、人件費及び物件費を中心とする業務経費の1件あたりのコストを基本に、近隣他市の状況等を考慮したうえで最終的な改定案としています。

【改定案の概要】 ※詳細は、別表2「手数料改定(案)」参照

- ① 長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料(新設)
 - ・既存住宅の増改築も認定申請が可能となったことに伴い新設する。
- ② 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定申請手数料(新設)
 - ・認定制度の創設に伴い新設する。
- ③ し尿・浄化槽汚泥処理手数料(改定)
 - ・原価計算や全道他市の状況等を踏まえ改定する。

3 改定案による影響額

平成26年度決算ベースで試算すると、今改定案により概ね1,450万円程度の影響額(増)を見込んでいます。

【使用料等影響額】

項目	H26収入実績	改定内容(1時間につき)	影響額見込み
スポーツ広場	約32万円	夜間照明 1,000円→1,200円	6万円程度
カルチャーセンター(双葉小)	約1万円	陶芸室 300円→200円	▲3千円程度
カルチャーセンター(紅南小)	約14万円	会議室 300円→400円 和室 100円→200円 音楽室 300円→400円 多目的室 200円→300円	7万円程度
学び交流センター	約54万円	研修室 100円→200円 視聴覚室 200円→300円 多目的ホール 300円→400円	35万円程度
(使用料等小計)			48万円程度

【手数料影響額】

項 目	H26収入実績	改定内容	影響額見込み
長期優良住宅の認定申請手数料	新設		—
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定申請手数料	新設		—
し尿・浄化槽汚泥処理手数料	約3,500万円	1リットルにつき 5円→7円	1,400万円程度
(手数料小計)			1,400万円程度

4 改定の実施時期

平成29年4月1日施行とする。

5 改定案の審議等について

改定案の作成にあたっては、「受益と負担の公平性」の観点から全市的な見直しを行う必要があったことから、該当するすべての使用料・手数料等について、広範にわたる検討を進めてきたところです。

今改定案については、今後、使用料、手数料等審議会へ諮問します。

施設使用料等改定(案)

【別表1】

施設名	種別	改定区分	現行料金		改定案		考え方	実施時期
			1時間	1,000	1時間	1,200		
スポーツ広場	夜間照明	改定	1時間	1,000	1時間	1,200	電気料金値上げの影響等を踏まえ、1時間につき1,000円から1,200円に改定する。	H29.4
カルチャーセンター(双葉小)	陶芸室		1時間	300	1時間	200	原価計算や施設利用面積の状況を勘案し、1時間につき300円から200円に、1日につき2,800円から1,800円に引き下げる。	
			1日	2,800	1日	1,800		
カルチャーセンター(紅南小)	会議室		1時間	300	1時間	400	社会教育施設全体の整合を図るため、原価計算を踏まえ、1時間につき会議室を300円から400円に、和室を100円から200円に(上限2.0倍)、音楽室を300円から400円に、多目的室を200円から300円に、1日につき会議室を2,800円から3,700円に、和室を900円から1,800円に(上限2.0倍)、音楽室を2,800円から3,700円に、多目的室を1,800円から2,800円に改定する。	
			1日	2,800	1日	3,700		
	和室		1時間	100	1時間	200		
			1日	900	1日	1,800		
	音楽室		1時間	300	1時間	400		
			1日	2,800	1日	3,700		
多目的室	1時間		200	1時間	300			
	1日		1,800	1日	2,800			
学び交流センター	研修室		1時間	100	1時間	200	施設修繕状況や原価計算を踏まえ、1時間につき研修室を100円から200円に(上限2.0倍)、視聴覚室を200円から300円に、多目的ホールを300円から400円に、1日につき研修室を1,000円から1,900円に、視聴覚室を1,900円から2,900円に、多目的ホールを2,900円から3,800円に改定する。	
			1日	1,000	1日	1,900		
	視聴覚室		1時間	200	1時間	300		
			1日	1,900	1日	2,900		
	多目的ホール	1時間	300	1時間	400			
		1日	2,900	1日	3,800			

手数料改定(案)

【別表2】

手数料名	取扱区分	改定区分	現行料金	改定案	考え方	実施時期
1. 証明等手数料						
長期優良住宅建築等計画(既存住宅の増築等)の認定申請手数料	200㎡以下	新設	1件につき	—	67,000	「長期使用構造等にするための措置及び維持保全の方法の基準」の改正により、既存住宅の増改築を行う場合においても、認定申請が可能となることから、手数料を新設する。 ※変更の場合は、事務が1/2軽減されることから、新規の認定申請手数料の1/2とする。
	(評価機関審査を受けた場合)			—	12,000	
	200㎡超500㎡以下			—	154,000	
	(評価機関審査を受けた場合)			—	21,000	
建築物消費性能向上計画の認定申請手数料	戸建住宅 200㎡以下	新設	1件につき	—	35,000	「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の施行により、新たに建築物消費性能の向上計画の認定制度が創設されたことから、手数料を新設する。 ※変更(軽微な変更除く)の場合は、事務負担が1/2軽減されることから、新規の認定申請手数料の1/2とする。 ※時期の変更や資金計画の変更等、軽微な変更の場合は、900円とする。 ※複合用途の建築物等の認定申請については、面積区分に応じて算出した額の合計額とする。 ※共同住宅全体と併せて住戸部分の認定申請をする場合は、共同住宅全体の手数料のみとする。 ※住宅と非住宅の複合建築物と併せて住戸部分の認定申請をする場合は、建物全体の手数料のみとする。 ※認定申請と併せて建築基準法の確認申請をする場合は、確認申請手数料を別途徴収する。
	(登録住宅性能調査機関等の技術的審査を受けた場合)			—	8,000	
	戸建住宅 200㎡超500㎡以下			—	39,000	
	(登録住宅性能調査機関等の技術的審査を受けた場合)			—	8,000	
	共同住宅 ※長屋含む 300㎡以下			—	68,000	
	(登録住宅性能調査機関等の技術的審査を受けた場合)			—	12,000	
	共同住宅 ※長屋含む 300㎡超500㎡以下			—	112,000	
	(登録住宅性能調査機関等の技術的審査を受けた場合)			—	22,000	
	非住宅(標準・主要室入力法) 300㎡以下			—	218,000	
	(登録住宅性能調査機関等の技術的審査を受けた場合)			—	12,000	
	非住宅(標準・主要室入力法) 300㎡超500㎡以下			—	350,000	
	(登録住宅性能調査機関等の技術的審査を受けた場合)			—	28,000	
	非住宅(モデル建物法) 300㎡以下			—	85,000	
	(登録住宅性能調査機関等の技術的審査を受けた場合)			—	12,000	
非住宅(モデル建物法) 300㎡超500㎡以下	—	141,000				
(登録住宅性能調査機関等の技術的審査を受けた場合)	—	28,000				

H29.4

手数料改定(案)

【別表2】

手数料名	取扱区分	改定区分	現行料金		改定案		考え方	実施時期
建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料	戸建住宅(性能基準) 200㎡以下	新設	1件 につき	—	1件 につき	35,000	「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の施行により、新たに建築物のエネルギー消費性能に係る認定制度が創設されたことから、手数料を新設する。 ※複合用途の建築物等の認定申請については、面積区分に応じて算出した額の合計額とする。	H29.4
	(登録住宅性能調査機関等の技術的審査を受けた場合)			—		8,000		
	戸建住宅(性能基準) 200㎡超500㎡以下			—		39,000		
	(登録住宅性能調査機関等の技術的審査を受けた場合)			—		8,000		
	戸建住宅(仕様基準) 200㎡以下			—		20,000		
	(登録住宅性能調査機関等の技術的審査を受けた場合)			—		8,000		
	戸建住宅(仕様基準) 200㎡超500㎡以下			—		21,000		
	(登録住宅性能調査機関等の技術的審査を受けた場合)			—		8,000		
	共同住宅(性能基準)※長屋含む 300㎡以下			—		68,000		
	(登録住宅性能調査機関等の技術的審査を受けた場合)			—		12,000		
	共同住宅(性能基準)※長屋含む 300㎡超500㎡以下			—		112,000		
	(登録住宅性能調査機関等の技術的審査を受けた場合)			—		22,000		
	共同住宅(仕様基準)※長屋含む 300㎡以下			—		34,000		
	(登録住宅性能調査機関等の技術的審査を受けた場合)			—		12,000		
	共同住宅(仕様基準)※長屋含む 300㎡超500㎡以下			—		57,000		
	(登録住宅性能調査機関等の技術的審査を受けた場合)			—		22,000		
	非住宅(標準・主要室入力法) 300㎡以下			—		218,000		
	(登録住宅性能調査機関等の技術的審査を受けた場合)			—		12,000		
	非住宅(標準・主要室入力法) 300㎡超500㎡以下			—		350,000		
	(登録住宅性能調査機関等の技術的審査を受けた場合)			—		28,000		
非住宅(モデル建物法) 300㎡以下	—	85,000						
(登録住宅性能調査機関等の技術的審査を受けた場合)	—	12,000						
非住宅(モデル建物法) 300㎡超500㎡以下	—	141,000						
(登録住宅性能調査機関等の技術的審査を受けた場合)	—	28,000						
2. 廃棄物処理手数料								
し尿・浄化槽汚泥処理手数料	市がし尿及び浄化槽汚泥を収集、運搬及び処分するとき	改定	1リットル につき	5	1リットル につき	7	原価計算等を踏まえるとともに、全道他市の状況を勘案し、1リットルにつき5円から7円に改定する。	